

## 地域貢献賞表彰要綱

### （目的）

第1条 住民等の組織する自治組織、地域課題の解決に取り組む市民や任意団体等が実施する自主的な地域活動を表彰し、その功績をたたえとともに、地域活動に対する社会的な評価を高め、もって住民主体による地域社会づくりを奨励することを目的とする。

### （表彰の対象）

第2条 表彰の対象は、次に掲げる通りとする。

（1）対象となる活動は以下のうちいずれかに該当するものとする。

- ア 生活環境の整備・美化に関する活動
- イ 地域福祉の向上に関する活動
- ウ 安全なまちづくりのための活動
- エ 社会教育に関する活動
- オ 保健・衛生に関する活動
- カ 地域活動を行う団体の組織運営
- キ その他表彰に値すると認められる活動

（2）協働の理念に則り、地域で一体となった顕著な活動であること。

（3）継続性が認められる活動であること。

（4）顕著な社会的効果が認められ、他の模範となる活動であること。

### （被表彰者・団体の資格）

第3条 同一の表彰を過去に受けていないこと。ただし、異なる活動内容の場合は表彰の対象とすることができる。

### （表彰の種類）

第4条 表彰の種類は次に掲げるとおりとする

- （1）地域貢献賞（大賞）
- （2）地域貢献賞（特別賞）
- （3）地域貢献賞

### （表彰の基準）

第5条 第4条に定める被表彰者・団体は次の各号に掲げる者とする。

（1）地域貢献賞（大賞）

第2条に定める活動のうち、功績の著しいもの、他の団体の模範となるもの、社会的効果の高いと認められる活動を行う団体。

(2) 地域貢献賞（特別賞）

第2条に定める活動のうち、功績の著しいもの、他者の模範となるもの、社会的効果の高いと認められる活動を行う個人。

(3) 地域貢献賞

特定地域で地域貢献度の高い団体・個人。

(被表彰者・団体の決定)

第6条 被表彰者・団体は、各局室区長からの推薦に基づき、市長が決定する。

被表彰者・団体の選定にあたっては、できる限り幅広い対象となるように努めること。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、表彰状を贈呈することにより行う。

(表彰の時期)

第8条 表彰の時期は原則として年1回とする。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、表彰について必要な事項は別に定める。

(附則)

この要綱は、令和6年9月1日（公布の日）から施行する。

(附則)

この要綱は、令和8年9月3日（公布の日）から施行する。